

午前9時00分開議

○議長(山下 壽君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午9時01分休憩

.....  
午前9時40分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第1 議案第44号 「川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を定めるについて」 日程第2 議案第45号 「川南町下水道条例の一部改正について」 以上、2議案を一括議題とします。本、2議案は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(児玉 助壽君)

産業建設常任委員会に付託されました、議案第44号「川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を定めるについて」、議案第45号「川南町下水道条例の一部改正について」その審査の経過と結果について報告致します。

この二議案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)第2次一括法が成立し、それぞれの地方公共団体の実情に応じて条例で定めることとされたため川南町においても、従前の国が定めて基準を参考に提案されたものであります。

議案第44号は、水道法改正に伴い水道事業における布設工事監督者と水道技術管理者に関して、必要な事項を新たに条例化するものであります。

次に議案第45号は、下水道法の改正に伴い公共下水道の構造の技術上の基準等と終末処理場の整備に関する基準について条例を一部改正するものであります。2議案ともそれぞれの条文については、水道法、下水道法等の政令で定めていたものであります。本町の上下水道事業の管理状況、組織体制、施設構造等を照らし合わせた場合、これまで同様、合理的で適正な運営が継続できるものとして前回一致で提案の通り認め可決であります。

以上で報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」という声あり]

質疑なしと認めます。ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終ります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第44号 「川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を定

めるについて」討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第44号「川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号 「川南町下水道条例の一部改正について」討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第45号「川南町下水道条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第46号 「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」

日程第4 議案第47号 「川南町都市公園条例の一部改正について」

日程第5 議案第48号 「川南町東地区運動公園条例の一部改正について」

以上、3議案を一括議題とします。本、3議案は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(内藤 逸子君) 議案第46号は、「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」です。全員賛成で可決です。

高森近隣公園、屋根付多目的運動場、東地区運動公園スポーツ合宿所が新たに施設整備されることに伴ってそれぞれの施設に使用料を設定して料金を頂くための条例の改正です。

議案第47号は、高森近隣公園と屋根付多目的運動場及び付属施設が新たに整備されたので、この施設を条例に加えるものです。全員賛成で可決です。

議案第48号は、東地区運動公園に新たに使用料が発生する施設としてスポーツ合宿所及びこれに付随する施設を条例に追記するための条例改正です。全員賛成で可決です。

対象となる三ヶ所の施設について現地調査を行いました。三ヶ所とも工事中でした。高森近隣公園は、まちづくり交付金事業として10分の4、屋根付多目的運動場と東地区運動公園スポーツ合宿所は、口蹄疫復興事業として3分の2が補助されています。屋根付多目的運動場は、2月11日から、東地区運動公園スポーツ合宿所は、4月1日から、高森近隣公

園は、7月1日から使えるとの説明です。高森近隣公園は自由に遊べる公園との位置づけです。町民の声も「必要な施設なのか。赤字はどうするのか。」等聞かれます。スポーツ交人口を増やして町の活性化に役立てたいと作られた施設です。町民が楽しめる公園としてPRは大切です。

審査の中で次のような意見がありました。

- 1 新たな施設ですので町民への説明も十分必要
- 2 維持管理費は、使用料金ではとうてい賄えない。維持管理のやり方も工夫が必要
- 3 わかりやすい案内板も必要との意見がありました。

以上、報告します。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員(米山 知子君) ただ今の委員長報告の中に新たに作られた三ヶ所の施設についてのことが述べられておりましたが、スポーツ交流人口を増やして町の活性化に役立てたいとして作られた施設であると、町民が楽しめる公園としてのPRは大切ですよとの報告でした。もちろんPRは大切ですが、交流人口を増やして町の活性化に役立てたいという目的と町民も十分に利用できるという二つの目的が備わっていると思いますので、このPRだけではなくて、町民が使いやすいようなものになるような施設、そのための料金体系ということについては、どのような検討がなされたのかお聞きします。

○文教厚生常任委員長(内藤 逸子君) 委員会の中では、新たな施設ということで、新たな所を審査いたしました。今後新たな施設の料金ですので特別委員会などを設けて検討していって見守っていくということもありましたので、そのようなことから賛成可決されました。

○議員(米山 知子君) じゃ料金については、今後特別委員会、特別委員会かどうかわかりませんが、まだ継続的に検討していくと、町民が使いやすいような体系をとっていくというような返答であったというような解釈でよろしいでしょうか。

○文教厚生常任委員長(内藤 逸子君) はい。そうです。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」という声あり]

これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第46号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

○議員(河野 幸夫君) 議案第46号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」この中で高森近隣運動公園、屋根付多目的運動場、東地区運動公園スポーツ合宿所等が出ています。本会議中でこの件に関して同僚議員が質問されています。町長の答弁では、検討するとなされたわけですよ。ということは、検討する期間が必要じゃないかと思われ

ます。それで、この内の屋根付多目的運動場の使用料が特に高いように思われます。広く町住民の方が利用されるようにもう少し安く設定された方がよいのではないかと思っただ反対討論させていただきます。

利用することをスポーツ振興を一般質問で質問させて頂いたわけでございますけども、より多くのスポーツされる方が参加して頂くためには、やはり先立つものはお金になります。町のサービスとして、是非この使用料、屋根付多目的運動場使用料の件を再考してもらいたいと思います。以上で、反対討論を終わります。皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山下 壽君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第46号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。従って、議案第46号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号「川南町都市公園条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議」なしという声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第47号「川南町都市公園条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました

議案第48号「川南町東地区運動公園条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第48号「川南町東地区運動公園条例の一部改正につ

いて」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第49号「川南町敬老祝金支給条例の一部改正について」を議題とします。本議案は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(内藤 逸子君) 議案第49号「川南町敬老祝金支給条例の一部改正」については、行政改革の一環として、財政難に少しでも役に立てばとのことから敬老祝金の支給を一部縮小して三回を二回にするものです。賛成多数で可決です。以上報告します。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第49号「川南町敬老祝金支給条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 議案第49号「川南町敬老祝金支給条例の一部改正について」反対の立場から討論します。これまであったものを行政改革の一環だとして、88歳で2万円の祝金制度をなくすとの提案ですが、お年寄りの楽しみである「祝金」制度です。これまで通りの三回にして、金額を下げてでも続けてほしいとの立場から反対します。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第49号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

(起立多数のとき)

起立多数であります。従って、議案第49号「川南町敬老祝金支給条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第50号 「町道路線の廃止について」

日程第8 議案第51号 「町道路線の認定について」以上、2議案を一括議題とします。本、2議案は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(児玉 助壽君) 産業建設常任委員会に付託されました議案第50号「町道路線の廃止について」、議案第51号「町道路線の認定について」審査の経過と結果について報告します。

この両案件は、東九州道建設の付帯工事に伴い、須田久保・大内線の終点、大字川南字丸尾を廃止し、字中里に市納・山瀬谷線については、終点大字川南字山瀬谷を廃止し、松尾

谷に、路線名についても市納・松尾谷に変更し新たに町道路線に認定するものであります。原案の通り認め全会一致で可決であります。

以上で報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第50号「町道路線の廃止について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第50号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第50号「町道路線の廃止について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号「町道路線の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第51号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第51号「町道路線の認定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第52号「財産(土地、建物及び付帯設備並びに備品等)の無償貸付及び無償譲渡について」を議題とします。本議案は、総務常任委員会に付託されておりましたので、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(濱本 義則君) 議案第52号「財産(土地、建物及び付帯設備並びに備品等)の無償貸付及び無償譲渡」は、野田原保育所の民営化に伴い、その管理運営に携わる社会福祉法人石井記念友愛社理事長児嶋草次郎氏に当該財産を無償貸付あるいは無償譲渡す

るものであります。土地及び建物の無償貸付期限は、平成26年3月31日までの1年間となっています。平成26年4月以降の跡地活用対策を早めに検討すべきではないかとの意見がありました。討論採決の結果、全一致で可決であります。終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第52号「財産(土地、建物及び付帯設備並びに備品等)の無償貸付及び無償譲渡について」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第52号「財産(土地、建物及び付帯設備並びに備品等)の無償貸付及び無償譲渡について」反対の討論を行います。

議案第52号は、川南町立野田原保育所の施設の管理運営を平成25年4月1日から社会福祉法人に民営化することに伴い、土地・建物及び付帯設備については、無償貸付、備品等については、無償で譲渡するものです。

本町の保育行政の維持、拡充を図る上で、極めて憂慮すべき提案です。

第1に本町の進めてきた町立運営主体の保育事業を全面的に民間に委ねる、十文字保育所、東保育所に続くものです。本町は、集中改革プランを策定し子供や町民生活に直結している学校給食、養護老人ホーム、保育所等の運営を取りやめ、そこに働く職員の削減を主たる目的に進めています。

町内の学校区を中心に配置している保育所運営の成果と父母との安心や信頼の上に、より豊かな保育を進めようともせず、町政の阻害要因のように描き、民間への明け渡ししか眼中にないのは如何なものでしょうか。

第2に町立保育所運営を限りなく手離し、運営責任から逃れる道ではありませんか。

手中改革プランでは、保育所の民営化を列挙し、統廃合について町立としての効率的運営の目的ではなく、財政論を理由に民設、民営を公言しています。野田原保育所は、地域の保育事業の拠点としての役割を担い地域住民に親しまれています。

第3に、保護者に対する説明は、終始誤りや偽りの説明をして町民や保護者の正確な判断と意見を封じてきました。先ず、保育内容について、時間外保育をはじめ乳幼児保育、乳児保育、障害児保育等取組、給食も地域の商店の利用など喜ばれてきました。正職員と臨時職員の格差はありますが、臨時職員の雇用継続により保育責任を果たしています。少しでも時間給の引上げをはかるのは、町立としての課題、民営化で解決するものではありません。

次に運営費や施設整備について町立保育所には運営費国庫負担金も施設建設費もないとして説明資料は運営費も建設費もゼロの表示をしてきました。地方交付税の基準財政需要額に

算入されると、前町長は議会答弁をしましたが、説明資料は、ことしの9月議会でようやく訂正されましたが、保護者への説明はされていません。

第4に、民営化の最大の理由としている保育職員の公立、私立の比較論です。人件費や施設運営費は、保育単価の積算により、私立では、国庫負担金として交付され、公立では基準財政需要額に算入されます。保育単価の8割は、人件費です。保育に従事して6年か7年で頭打ちになる給与水準と言われますが、それでどうして保育士として誇りが持てるのでしょうか。町立の正職員が公務員給与として経験年数に応じた給与を保障するのは当然であり、子供と父母への責任を果たす上で欠かせないことではないでしょうか。私立保育園では、公務員の処遇に少しでも近づけるために民間施設等給与改善費が加算されているのはそのためです。町立保育所の水準を守り、実情にあう国の基準の引上げこそ求めていくべきで、公立私立共に保育士や調理師さんの処遇の改善を求めるのは大事なことではないでしょうか。今、保育制度の改変動きが強まり、入所の直接契約制度や改定基準の緩和など自治体の実施責任をなくそうとしています。こうした営利化の道を阻止することが保護者や町民の願いであり町立保育所の存続をしてこそ果たせると思います。

以上、述べまして反対討論と致します。

○議長(山下 壽君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。これで討論を終ります。

これから議案第52号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。従って、議案第52号「財産(土地、建物及び付帯設備並びに備品等)の無償貸付及び無償譲渡について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第53号「宮崎縣市町村総合事務組合規約の変更について」を議題とします。本議案は、総務常任委員会に付託されておりましたので、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(濱本 義則君) 議案第53号「宮崎縣市町村総合事務組合規約の変更について」は、全員一致で可決でありました。小林市が交通災害共済事業を廃止することによる変更であります。

蛇足ですが、平成24年度の川南町の交通災害共済の契約件数は、1,997名で年々減少気味ようです。以上、報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。



議案第53号「宮崎縣市町村総合事務組合理約の変更について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第53号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第53号「宮崎縣市町村総合事務組合理約の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第54号 「平成24年度川南町一般会計補正予算(第4号)」

日程第12 議案第55号 「平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」

本、2議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(濱本 義則君) 議案第54号「平成24年度川南町一般会計補正予算(第4号)」につきまして、総務常任委員会所管の審査結果について御報告致します。

歳出の2款1項5目財産管理費の積立金につきましては、本年予算執行後の町債管理基金残高は、8億9,581万4,000円に、公共施設等整備基金残高は、8億8,969万4,000円になります。

同じく6目企画費については、補足説明で説明された通りですが、その他に今までは、石が表面に現れ、利用者が怪我をする可能性もゼロではないと思われ、より万全を求めて行う工事であります。また掘り返し工事をしないと使用で支障をきたすということがないように、万全の注意を払うようにと念を押しました。今回の街づくり交付金事業については、性格上建設課に同席して頂きました。

なお、街づくり交付金事業は、本事業で全てを終了し、第三者による評価が実施され、その結果は公開されます。採決の結果全員賛成でありました。以上報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(内藤 逸子君) 議案第54号「平成24年度川南町一般会計補正予算(第4号)」については、賛成多数で可決です。

一般会計補正予算の主なものとしては、健康福祉課関連の障害者福祉費・障害福祉サービス費・扶助費1,098万5,000円は、当初見込みに対し、新規利用者の見込み増です。同じく自立支援医療費240万3,000円、舗装用具256万3,000円、障害児施設給付費115万6,000円の扶助費も利用者が当初見込みより増えているための計上です。児童措置費委託料1,754万8,000円は、町内外への私立保育所入所者の見込み増です。

債務負担行為として、学校給食共同調理場給食調理業務等委託 9,979 万 2,000 円は、平成25年から平成28年までの限度額を設定したものです。

議案第55号「平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」については、当初予算から見た場合、利用増によって今後不足が見込まれるため歳入歳出それぞれ5,074万8,000円追加するものです。全員賛成で可決です。

以上、報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(児玉 助壽君) 産業建設常任委員会に付託されました、議案第54号「平成24年度川南町一般会計補正予算(第4号)」の関係案件について、その審査経過と結果について報告致します。

農林水産業費・農地費・工事請負費については、銀座、十文字、通山地区の排水路の維持補修工事費用であります。現地調査において、銀座の排水路においては、暗渠排水路になっており出口が不明な点があり、今後のためにも出口の確認を行い工事を執行すべきとの要望がありました。

土木費・住宅管理費・光熱水費 37 万 5,000 円は、新橋住宅の受水槽のボールタップの故障で給水が止まらない上に、異状を知らせるパトライトの故障が重なり、水道水が受水槽外にオーバーフローし、1,405 m<sup>3</sup>、約中央公園プールの一杯分の水道料金の支払いであります。この事故は、機器に頼りすぎたものが原因であり、今後このような事が二度と発生しない様に機器等の点検を定期的に行い、維持管理を徹底するよう厳しい指摘がありました。

討論採決の結果、原案通り認め全会一致で可決であります。以上で報告を終わります。

○議長(山下 壽君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。議案第54号「平成24年度川南町一般会計補正予算(第4号)」について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第54号「平成24年度川南町一般会計補正予算(第4号)」について反対の立場から討論致します。

債務負担行為補正の中で9,979万2,000円が提案されています。学校給食調理業務は、学校給食会の年次計画のもとに食事に係る状況にも機敏に対応して運営される業務です。学校給食調理業務は、町の給食計画、栄養士の献立方針、調理師の技能が重なり合って完結する業務です。専門業種の請負(自治体用語では委託)とは区別され、本来直接雇用で行われるべきもので企業との長期継続契約など無用な業務との立場から民間委託には反対です。

以上述べ、川南町一般会計補正予算(第4号)について反対討論とします。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

これで討論を終わります。

これから議案第54号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。従って、議案第54号「平成24年度川南町一般会計補正予算(第4号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第55号「平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。従って、議案第55号「平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 請願第3号「通浜児童館並びに地区住民の避難路整備に関する請願書」を議題とします。本請願は、総務常任委員会に付託されておりましたので、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(濱本 義則君) 「通浜児童館並びに地区住民の避難路整備に関する請願書」について、3.11大災害以降、住民の生命、財産を守るという行政の役目がクローズアップされ、喫緊の課題となっています。天災、人災、事件、事故等大小を問わず多種多様な災難が人を襲ってくる今日です。このような背景のもと、当川南町でも「防災計画」の見直しが進められていると思っています。危機管理の課題は、請願という形を取ってない隠れた事案も最近増加していることも事実です一つ一つの事案を断片的に解決することも必要な場合もあると思われませんが、早くトータルの防災計画を作成し、優先順位、横の連携を考慮した上で危機管理の政策を実行していくことが大事になると思われま

す。本請願は、自らの命は自らで守るという観点のもと、訓練を重ね、その訓練から実際に体感として感じたことでもあると思われま

す。以上、報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終わります。ただ今の委員長報告は、採択であります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

請願第3号「通浜児童館並びに地区住民の避難路整備に関する請願書」について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから請願第3号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、採択することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、請願第3号「通浜児童館並びに地区住民の避難路整備に関する請願書」については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第14 発議第6号 「川南町議会委員会条例の一部改正について」

日程第15 発議第7号 「川南町議会会議規則の一部を改正する規則」について

以上、二議案を一括議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員(濱本 義則君) 発議第6号「川南町議会委員会条例の一部改正について」趣旨説明を行います。

地方自治法の改正に伴い川南町議会委員会条例の一部を改正するものでございます。これまで、委員会に関しては、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が条建てされていましたが、今回の改正で一つの条文に統合され、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、委員会条例を改正するものでございます。

第5条に特別委員会の残任期間を追加し、第6条第1項で「議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長の職にある者にあつては、この限りではない。」に、第2項で委員の選任は議長の指名とし、第11条第2項で委員の辞任については、「議長の許可を得なければならない」とするものであります。

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得て御決定いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、発議第7号「川南町議会会議規則の一部について」趣旨説明を行います。

地方自治法の改正に伴い、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致が出来ることとなりました。

改正法では、本会議における実施は、各議会の判断によることとされているため、会議規則・委員会条例の両方に規定することとし、川南町議会会議規則の一部を改正するものでございます。

第116条から第122条で「公聴会・参考人」の条文を追加するとともに、条文の追加により、第15章以降の条文を繰下げるものでございます。

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得て御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山下 壽君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

発議第6号「川南町議会委員会条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから発議第6号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありますか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、発議第6号「川南町議会委員会条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

発議第7号「川南町議会会議規則の一部を改正する規則」について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから発議第7号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありますか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、発議第7号「川南町議会会議規則の一部を改正する規則」については、原案のとおり可決されました。

日程第16 「議員派遣の件について」を議題とします。

件につきましては、川南町議会会議規則第120条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、御異議ありますか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第17 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。これで、平成24年第5回川南町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時35分散会

---